

諮問第123号の答申

学校基本調査の変更について（整理メモ）

本委員会は、諮問第123号による学校基本調査の変更（2019年以降に実施する調査の変更）について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

I 本調査計画の変更

1 承認の適否

平成31年1月23日付け30文科教第345号により文部科学大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審査した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号の各要件のいずれにも適合しているため、「学校基本調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

ただし、以下の「2 理由等」で指摘した事項については、計画の修正が必要である。

2 理由等

(1) 報告を求める事項の変更

ア 「休職等教員数」の男女別把握及び休職等理由区分への「介護休業」の追加【学校調査票（幼稚園、幼保連携型認定子ども園）】

本申請では、学校調査票（幼稚園及び幼保連携型認定こども園）における「休職等教員数」を把握する調査事項について、図1のとおり、休職等理由区分に「介護休業」を追加するとともに、男女別の人数を把握するよう変更する計画である。

これについては、平成26年7月の統計委員会答申（「諮問第66号の答申 学校基本調査の変更及び学校基本調査の指定の変更について」（平成26年7月14日付け府統委第63号））及び公的統計の整備に関する基本的な計画（平成30年3月6日閣議決定。以下「第Ⅲ期基本計画」という。）を踏まえ、近年の急速な高齢化率の上昇に伴い、今後の増加が見込まれる介護休業者数、また、ワーク・ライフ・バランスの観点から、基本的かつ重要な情報である休職等教員数の男女別人数を的確に把握するものであり、おおむね適当である。

ただし、休職等理由区分として追加する「介護休業」については、報告者が「介護休暇」等と混同するなどの紛れが生じないように、定義の違いを記入の手引き等において注記する必要があることを指摘する。

図 1

【現 行】

8 「6」の本務者のうち 休職等教員数（再掲）				
園長・副園長・教 頭・主幹教諭・指 導教諭・教諭・助 教諭・講師		養護教諭・ 養護助教諭・ 栄養教諭		計
休職	育	休職	育	
職務上の負傷疾病	その他	職務上の負傷疾病	その他	

【変更案】〔変更〕

8 「6」の本務者のうち 休職等教員数（再掲）				
園長・副園長・教 頭・主幹教諭・指 導教諭・教諭・助 教諭・講師		養護教諭・ 養護助教諭・ 栄養教諭		計
休職	育	介	育	
職務上の負傷疾病	その他	保護休業	その他	
男女別				
男				
女				

イ 専門職大学及び専門職短期大学の設置に伴う調査事項の追加【学校調査票（大学・短期大学）学生教職員等状況票、学校調査票（大学）学部学生内訳票、学校調査票（短期大学）本科学生内訳票】

本申請では、学校教育法（昭和22年法律第26号）の改正に伴い、平成31年（2019年）4月から、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とする専門職大学及び専門職短期大学が創設されることを踏まえ、図2及び図3のとおり、大学・短期大学における専門職課程の設置状況及び当該課程の在籍者数の実態を把握する調査事項を追加する計画である。

これらについては、学校教育を取り巻く状況の変化を踏まえ、政策ニーズへの対応を図るものであり、適当である。

図 2

【現 行】

1	昼夜別	<input type="checkbox"/> 昼間 <input type="checkbox"/> 夜間	2	学部名
3	学所在の地	(〒 -)	4	大学名

【変更案】〔変更〕

1	昼夜別	<input type="checkbox"/> 昼間 <input type="checkbox"/> 夜間	2	課程別	<input type="checkbox"/> 学士（専門職）課程	3	学部名	4	学所在の地	(〒 -)	5	大学名
---	-----	--	---	-----	------------------------------------	---	-----	---	-------	--------	---	-----

図 3

【現 行】

A カ テ ゴ リ 	大 学 院					計				
	3 学生数		博士課程		修士課程		専門職	男	女	計
	昼間	夜間	男	女	男	女	男			
1										
2										

【変更案】〔変更〕

A カ テ ゴ リ 	大 学 院					計			<small>学部・本科の学士(専門職)課程・短期大学士(専門職)課程(再掲)</small> <small>(該当の男女別は別欄を記入)</small>		
	3 学生数		博士課程		修士課程		専門職	男		女	計
	昼間	夜間	男	女	男	女	男				
1											
2											

ウ 調査票における「国籍」の表記の適正化【学校調査票（外国人学生調査票）】

本申請では、政府刊行物において台湾を国あるいは政府として扱う表現の使用を避け、各種統計における台湾の記載ぶりについては、分類カテゴリーを可能な限り「国・地域別」又は「国籍・地域別」とした上で「台湾」と記載するよう、外務省から要請があったことを踏まえ、図4のとおり、「種別・国籍別外国人学生数」を把握する調査事項において、「国籍」の表記を「国籍・地域」に変更する計画である。

これについては、外交上の取扱いに即して適切な表記となるよう変更するものであり、適当である。

図 4

【現 行】

【変更案】〔変更〕

4 種別・国籍別外国人学生数			
種類	国籍名	符号	男女別
			男女別
国	大学・大学院		1
	短期大学・高等専門学校		1
			1
費			1
			1
留			1
			1

4 種別・国籍・地域別外国人学生数			
種類	国籍・地域名	符号	男女別
			男女別
国	大学・大学院		1
	短期大学・高等専門学校		1
			1
費			1
			1
留			1
			1

エ 改元に伴う元号の表記の変更【全ての調査票】

天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）の制定・施行に伴い、2019年5月1日から元号が改められるが、本申請では、各調査票の年次表記部分において、改元に伴う所要の変更が行われていない。

これについては、・・・

（2）集計事項の変更

本申請では、①調査事項の追加・変更に伴う集計事項（結果表）の追加・変更、②統計利用者にとっての分かりやすさ等の観点からの集計事項の表示の変更を行う計画である。

これらについては、政策課題を検討するために有用な情報を提供するとともに、広く統計利用者のニーズに配慮したものと認められることから、おおむね適当である。

ただし、統計利用者にとっての分かりやすさ等の観点から、各学校種の本務教員数には休職等教員が含まれることを脚注に記載するとともに、本務教員のうち「休職等教員数」における「休職」と「休業」の違いを脚注等で明確にする必要があることを指摘する。

また、男女別に把握しているものの集計されていない調査事項については、今後、男女別の集計項目の充実に努める必要がある。

さらに、速報公表に係る集計事項については、集計業務の効率化等の観点から、結果の利活用状況を踏まえ、集計事項の精査及び公表期日の適時化を検討する必要がある。

II 統計委員会答申における今後の課題及び第Ⅲ期基本計画の課題への対応状況並びに今後の課題

本調査については、平成26年7月の統計委員会答申における今後の課題で指摘された、

- ①幼保連携型認定こども園における非常勤職員の把握、
- ②「休職等教員数」における休職等理由区分の「結核」の削除、
- ③「休職等教員数」の男女別把握及び休職等理由区分への「介護休業」の追加、
- ④中学校卒業者のうち就職者の雇用契約期間別（有期・無期）の把握、
- ⑤中学校以外の学校種の卒業者のうち就職者の雇用契約期間別（有期・無期）の把握、
- ⑥厚生労働省が実施する社会福祉施設等調査（一般統計調査）との幼保連携型認定こども園に係る調査事項の重複是正の6つの課題に加え、
- ⑦現行の調査統計システムについて、調査事項の変更に柔軟に対応可能なシステムへ変更することを検討するよう、第Ⅲ期基本計画において課題として対応が求められている。

これらの課題に対する文部科学省の対応については、上記①、②及び④を除き、第Ⅲ期基本計画で定められた実施時期を先送りするなど、十分なものとなっておらず、以下のとおり、可及的速やかな課題解決が必要である。

(1) 厚生労働省が実施する社会福祉施設等調査との幼保連携型認定こども園に係る調査事項の重複是正について

本課題について、文部科学省は、現時点までに厚生労働省との調整を開始するには至っておらず、速やかに調整を開始し、平成32年度（2020年度）調査の企画時期までには結論を得る予定としている。

しかしながら、これについては、当初課題として指摘された平成26年7月の統計委員会答申から5年近く経過しているにもかかわらず、未だ調整を開始するに至っていない状況となっており、所定の期限までに実施可能か懸念される状況にあることから、早急に厚生労働省との所要の調整を開始し、所定の期限までに結論を得ることが必要である。

(2) 調査事項の変更に柔軟に対応可能なシステムへの変更の検討について

本課題については、今回変更を計画している学校調査票（幼稚園及び幼保連携型認定こども園）を除く他の調査票での「休職等教員数」の男女別把握及び休職等理由区分への「介護休業」の追加や、中学校以外の学校種の卒業者のうち就職者の雇用契約期間別（有期・無期）の把握を先送りする要因ともなっている。

この課題解決に向け、文部科学省は、平成30年度（2018年度）に現行の調査システムの問題点や調査事項の変更に柔軟に対応可能な新たなシステムの構築に向けて目指すべき方向性等を整理するための事前調査を実施し、2019年度から必要な予算を順次確保した上で、段階的に作業を進め、2022年度調査から新たなシステムに移行する予定としている。

P

しかしながら、これについては・・・